主文本件控訴を棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

0 事実

第一 当事者の求めた裁判

控訴の趣旨

1

原判決を取り消す。 本件を広島地方裁判所に差し戻す。 2

<u>3</u> 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第二 当事者の主張

原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

第三 証拠(省略)

〇 理由

当裁判所も、控訴人の本件訴えはこれを却下すべきものと判断するが、その理由は、原判決六枚目表五行目の「争いがない」の後に「(なお、成立に争いのない) 乙第一号証によれば、原判決の別紙物件目録記載三の土地は、平成六年一月一八 日、同月一四日付け代物弁済を原因としてAに所有権移転登記が経由されていることが認められ、同土地を控訴人が所有していることを認めるに足りる証拠はない。)」と付加するほかは、原判決の理由説示のとおりであるから、これを引用す る。

二[°]よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担について、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九 条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 西川賢二 渡邊了造 亀田廣美)